

令和6年6月

6月補正予算の概要

荻 田 町



補正予算編成の基本的な考え方

児童手当制度の拡充等による「次世代を担う子どもたちへの投資」や適切で迅速な医療の提供とスムーズな入退院支援を目的とした「とびうめネット」の導入等による「健やかな地域社会の実現」、再生可能エネルギー発電所の新設事業者に対する奨励金の交付や地域商品券の発行による「持続可能な産業の促進・地域経済の活性化」、来年で70周年の節目を迎える「苧田町合併70周年PR事業」を柱とした予算編成を行いました。

補正予算の柱

1. 次世代を担う子どもたちへの投資	国において進められている児童手当制度の拡充に対応するため、児童手当の予算額を追加します。	194,508千円
2. 健やかな地域社会の実現	「とびうめネットふくおか救急医療支援システム」の導入や介護施設等の整備などに関する補助を行います。	38,045千円
3. 持続可能な産業の促進・地域経済の活性化	「カーボンニュートラル立地促進奨励金」の交付や地域商品券の発行を行います。	340,000千円
4. 苧田町合併70周年PR事業	合併70周年の節目を迎えるにあたり、これまでの町の歩みを振り返り、広くPRします。	2,373千円

その他、次世代自動車購入費補助金等35,853千円を追加し、不用額34,070千円を減額した金額を計上しています。

予算提案額の概要（総額）

議案第36号 苅田町一般会計補正予算（第2号）

単位：千円

補正前	補正額	補正後
16,629,564	576,709	17,206,273

補正予算の財源

	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	2,521,279	143,508	2,664,787
県支出金	1,296,024	83,753	1,394,397
繰入金	652,034	304,640	956,674
繰越金	1	43,814	43,815
諸収入	235,743	994	236,737

1. 次世代を担う子どもたちへの投資

■【拡充】児童手当制度の拡充

187,825千円
(国庫負担金 146,086千円、県負担金 20,869千円)

子育て・健康課

国において進められている児童手当制度の拡充に対応するため、児童手当の予算額を追加します。拡充前と拡充後の事業の概要・スキームは下図のとおりです。

	拡充前 (令和6年9月分まで)	拡充後 (令和6年10月分以降) ※法案の内容																																																
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代まで の国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)																																																
所得制限	所得限度額：960万円未満（年収ベース、夫婦と子ども2人） ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし																																																
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 一律：15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生 一律：10,000円 所得制限以上 一律：5,000円（当分の間の特例給付） 	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 																																																
受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 	同左																																																
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	同左																																																
支払期月	3回(2月, 6月, 10月) (各前月までの4カ月分を支払)	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)																																																
費用負担	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>事業主</th> <th>国</th> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)</td> <td>7/15</td> <td>16/45</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以降 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> </tbody> </table>		被用者		非被用者		公務員	事業主	国	国	地方	3歳未満 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10	3歳以降 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th rowspan="2">公務員</th> </tr> <tr> <th>支援納付金(※)</th> <th>事業主</th> <th>支援納付金</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>3/5</td> <td>2/5</td> <td>3/5</td> <td>4/15</td> <td>地方 2/15 所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>3歳以降</td> <td>1/3</td> <td>国 4/9 地方 2/9</td> <td>1/3</td> <td>国 4/9 地方 2/9</td> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子ども・子育て支援金制度の創設等に関する法案を令和6年通常国会に提出。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特別公債を発行。</p>		被用者		非被用者		公務員	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国	3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	地方 2/15 所属庁 10/10	3歳以降	1/3	国 4/9 地方 2/9	1/3	国 4/9 地方 2/9	所属庁 10/10
	被用者		非被用者		公務員																																													
	事業主	国	国	地方																																														
3歳未満 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)	7/15	16/45	2/3	1/3	所属庁 10/10																																													
3歳以降 児童手当 特例給付 (所得制限 以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																																													
	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3																																														
	被用者		非被用者		公務員																																													
	支援納付金(※)	事業主	支援納付金	国																																														
3歳未満	3/5	2/5	3/5	4/15	地方 2/15 所属庁 10/10																																													
3歳以降	1/3	国 4/9 地方 2/9	1/3	国 4/9 地方 2/9	所属庁 10/10																																													

2. 健やかな地域社会の実現

■ 【新規】 とびうめネットふくおか救急医療支援システム利活用事業

458千円 福祉課
(県補助 298千円)

適切で迅速な医療の提供とスムーズな入退院支援を情報面から支えることを目的とした福岡県医師会が運用する「とびうめネットふくおか 救急医療支援システム」を活用し、町民の方が受けた医療・介護・健診の情報の一部を専用ネットワークを通じて医療機関等で共有します。今後、福岡県・福岡県医師会・京都医師会・苅田町・行橋市・みやこ町で協定を締結し、共同で取り組みます。



【登録対象者】

登録を希望する町民の方（年齢制限なし）

【共有する情報】

- ・ 共通情報：氏名、生年月日、住所、性別、緊急時の連絡先
- ・ 医療情報：医療機関名、傷病名、投薬、歯科医療機関名、薬局名、調剤（医薬品名）※国保、後期高齢者医療のみ
- ・ 介護情報：要介護度、認定期間、サービス事業者名（居宅介護支援事業所）※介護保険分のみ
- ・ 健診情報：特定健診情報（国保分のみ）、後期高齢者健康診査情報

2. 健やかな地域社会の実現

■【新規】地域密着型施設等整備補助金	29,280千円 (県補助 29,280千円)	福祉課
■【新規】介護施設等開設準備経費等支援補助金	6,579千円 (県補助 6,579千円)	福祉課

「パンジープラン21第9期計画（第10期苅田町高齢者福祉計画・第9期苅田町介護保険事業計画）」に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所（1事業所）の整備費や開設準備経費等に対する補助を行います。

※小規模多機能型居宅介護

施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」を組み合わせ、生活支援や機能訓練をひとつの事業所で行う在宅サービスの一種。

○地域密着型施設等整備補助金

介護施設等を整備することに対する補助金

【補助額】新たに施設等を整備する場合 施設数×29,280千円

空き家を活用する場合 施設数×8,500千円

○介護施設等開設準備経費等支援補助金

介護施設等の開設時や既存施設の増床やサテライト型事業所の設置時に必要な経費に対する支援補助金

【補助額】宿泊定員数×731千円

3. 持続可能な産業の促進・地域経済の活性化

■ 【継続】 カーボンニュートラル立地促進奨励金 300,000千円 交通商工課
 (企業立地等奨励金基金繰入金 300,000千円)

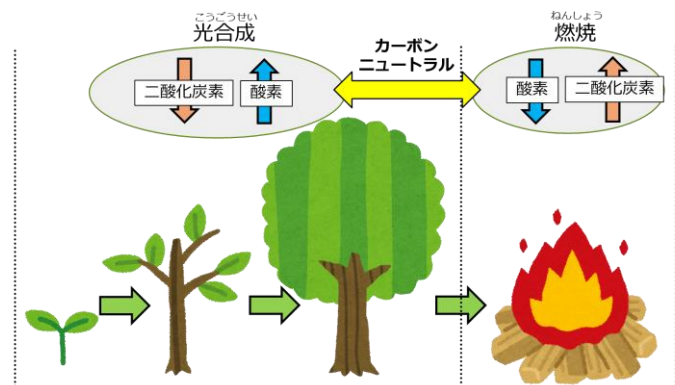
事業の目的・概要

国が掲げる「2050年カーボンニュートラル」の実現に寄与し、低炭素で持続可能な産業の促進を図ることを目的として、苅田町カーボンニュートラルに資する設備投資等促進条例に基づき奨励金を交付するものです。

奨励金名	該当要件	交付額
カーボンニュートラル立地促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電所の新設事業者 投下固定資産総額 10億円以上 ※上記要件には更に詳細な要件があります。	150,000千円 (上限額) ※家屋及び償却資産の固定資産税相当額 (1回限り)



バイオマス発電はカーボンニュートラル



3. 持続可能な産業の促進・地域経済の活性化

■【継続】地域商品券発行事業

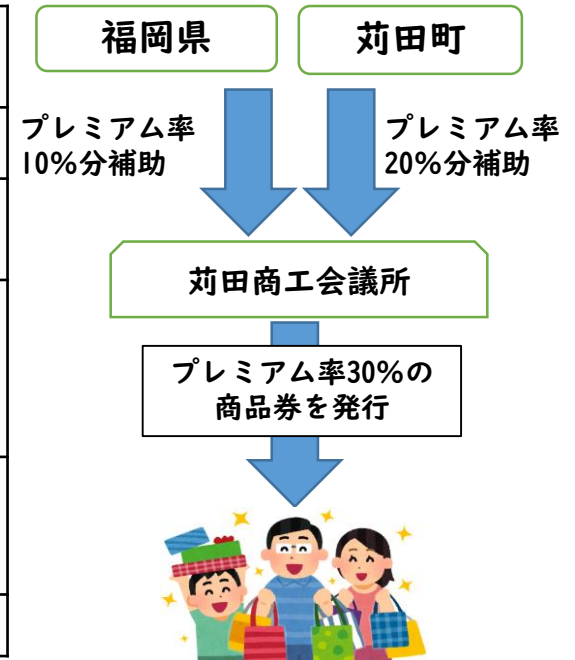
40,000千円

交通商工課

地域内消費を喚起し地域経済の活性化を図るとともに、キャッシュレス商品券「かんだPay」の普及によるDX推進を目的に「プレミアム付き地域商品券」をプレミアム率30%で発行します。

前年度同様に、紙冊子商品券とキャッシュレス商品券とで販売します。

販売総額	2億円 (紙冊子商品券：1億2千万円、キャッシュレス商品券8千万円)
プレミアム率	プレミアム率 30% (前年度と同様)
発行総額	2億6千万円 (紙冊子商品券：1億5千6百万円、キャッシュレス商品券1億4百万円)
販売方法	【事前申込制】 《紙冊子》申込用往復ハガキにて申し込み。※電話、FAX、メール不可 《キャッシュレス》かんだPayアプリ上より申込 購入限度額：1人各5万円分まで
期間等	申込期間：《紙冊子》令和6年7月下旬～8月上旬 (予定) 《キャッシュレス》令和6年8月中旬 (予定) 使用期間：令和6年9月1日～令和7年1月31日 (予定)
取扱店舗数	約270店舗 (前年度実績)



4. 苅田町合併70周年PR事業

■【新規】合併70周年PR事業委託料

2,373千円

企画課

苅田町は、1955年（昭和30年）1月1日に、苅田町・小波瀬村・白川村の1町2村が合併し、2025年（令和7年）1月1日で70周年の節目を迎えます。

記念すべき70周年を迎えるにあたり、令和6年10月から令和7年9月の期間に、町が実施する式典やイベント（マラソン大会・かんだ港まつり等）を通じて、合併70周年であることを広く町民や近隣市町などにお知らせするためのパンフレットや展示用パネル、ロゴマーク等を作成します。

- ・70年の歩みや取組み施策のパネルを作成
- ・イベント等で展示



パネル展示
(イメージ資料)

昭和30年
町村合併で新・苅田町誕生



合併苅田町祝賀風景 ©5の写真館提供